

静岡県告示第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月18日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

- 1 都市計画の種類及び名称
志太広域都市計画道路 3・3・28号志太中央幹線
3・6・30号焼津藤枝線
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課